

# 平成28年度 決算審査について

芦屋市議会 議会報告会  
平成29年11月

1

## 決算と議会のかかわり

3

### 内容

- 決算と議会のかかわり
- 平成28年度決算の概要
- 決算審査
- 平成28年度実施事業と議会とのかかわり（例）
- 請願採択から施策の実現へ

2

### 議決事項としての決算

- 地方自治法 第96条  
普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

3 決算を認定すること。

4

## 市長が議会へ提出

- 地方自治法 第233条第3項  
普通地方公共団体の長は、  
前項の規定により監査委員の審  
査に付した決算を監査委員の意  
見を付けて次の通常予算を議す  
る会議までに議会の認定に付さ  
なければならない。

5

## 平成28年度決算審査書類



7

## 決算審査に添付すべき書類

- 地方自治法 第233条第5項
  - ①当該決算に係る会計年度における主要な施策の成果を説明する書類
- 地方自治法施行令 第166条第2項
  - ②歳入歳出決算事項別明細書
  - ③実質収支に関する調書
  - ④財産に関する調書

6

## 平成28年度決算の概要 (一般会計)

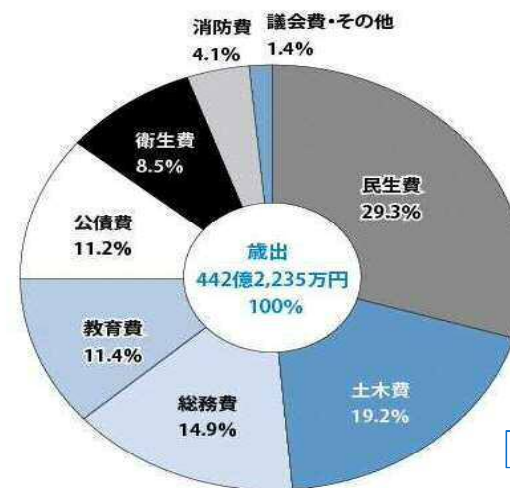
8



# 平成28年度決算の概要

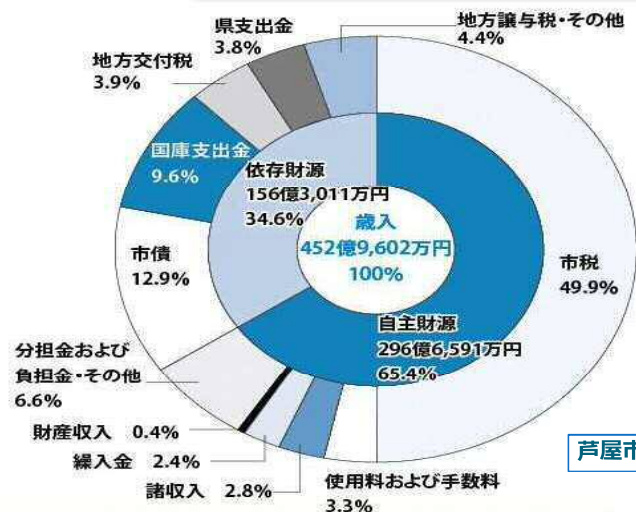
- 一般会計 歳入  
452億9,601万9千円  
 前年度に比べ  
 1億9,296万3千円 0.4%減少
- 一般会計 歳出  
442億2,235万4千円  
 前年度に比べ  
 11億5,483万6千円 2.7%増加

# 一般会計歳出の状況



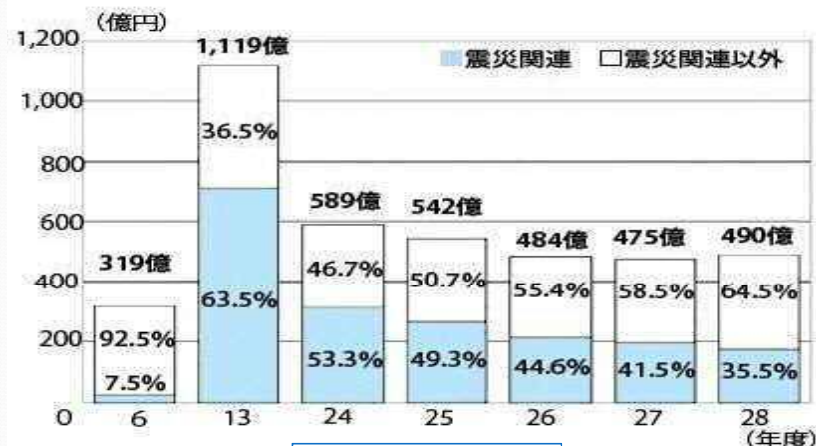
芦屋市ホームページより

# 一般会計歳入の状況



芦屋市ホームページより

# 市債残高の状況(一般会計)



芦屋市ホームページより

## 財政分析指標など

### ❁ 財政指数 前年度に比べ一部を除いて改善

経常収支比率	99.2 %	(増加・悪化)
財政力指数 (3カ年平均)	0.956	(増加・改善)
実質公債費比率 ( " )	3.4 %	(減少・改善)
将来負担率 ( " )	96.0 %	(減少・改善)

### ❁ 市税収入

個人市民税 (1.2%増) をはじめ増加

### ❁ 市債残高

約490億円となり前年度より15億円増加

13

## 28年度に実施した主な事業

- 景観形成事業の推進
- 耐震改修促進事業の拡充
- 妊婦健康診査に対する助成の拡充
- 高浜町 1 番市営住宅等大規模集約事業
- 岩園幼稚園の整備
- 通学路への防犯カメラ設置事業

芦屋市ホームページより

15

## 今後の財政運営

- 少子高齢化への対応  
→ 社会保障費の増加
- 老朽化した施設  
→ 改修等に要する経費の増加 等

### 課題山積

引き続き慎重な財政運営が必要

14

市ホームページや行政情報コーナーでも  
詳しい資料がご覧になれます



16



# 決算審査

17

## 決算特別委員会（大会議室）



19

## 決算特別委員会

会派人数3名につき1名を選出

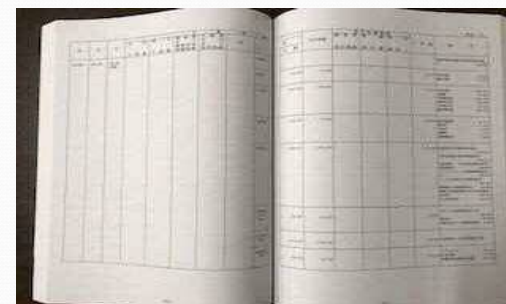
- あしや真政会 3名
- 公明党 1名
- 日本共産党芦屋市議会議員団 1名
- 日本維新の会芦屋市議会議員団 1名

今年度は6名の委員で構成

18

## 審査手順

- 日程：9月27日（水）～29日（金）3日間
- 決算審査書類「事項別明細書」の範囲を区切りながら歳出を中心に関連する歳入を含めて質疑



20

## 審査の対象

### 第64号議案：各会計決算の認定

- 一般会計
- 国民健康保険事業特別会計
- 下水道事業特別会計
- 公共用地取得費特別会計
- 都市再開発事業特別会計
- 駐車場事業特別会計
- 介護保険事業特別会計
- 宅地造成事業特別会計
- 後期高齢者医療事業特別会計
- 打出 芦屋 財産区共有財産会計
- 三条 津知 財産区共有財産会計

21

## 決算賛否のポイント

### 全会計

- ①第4次総合計画後期基本計画・芦屋市創生総合戦略の取り組み「安全と安心」「芦屋市の魅力発信」「子育て」「教育」に重点を置いた着実な一歩を評価。
- ②給食費の公会計化、コンビニ交付等の様々な市民サービス向上を評価。
- ③大規模市営住宅の集約事業、公共施設の維持管理再検討、防犯カメラの設置推進を評価。

23

## 決算審査の結果

- **決算特別委員会**（9月27日～29日）  
賛成 4      反対 1（委員長は表決権なし）  
賛成多数で認定すべきもの
- **本会議**（10月5日）  
賛成 16      反対 4（議長は表決権なし）  
賛成多数で認定

22

## 決算賛否のポイント

### 一般会計

- ①行政分野の外注化—行政力の後退になる
- ②マイナンバー制度—制度自体に問題
- ③屋外広告物条例  
市民との合意形成が不十分なままの  
見切り発車
- ④幼稚園・保育所の統廃合計画  
合意形成過程・事務執行のあり方に問題

24



## 決算賛否のポイント

### 国民健康保険事業特別会計

保険料軽減策としての  
法定外繰入がないことで反対

### 後期高齢者医療事業特別会計

制度そのものに反対

### 三条・津知財産区共有財産会計

防衛省への施設用地貸与に反対

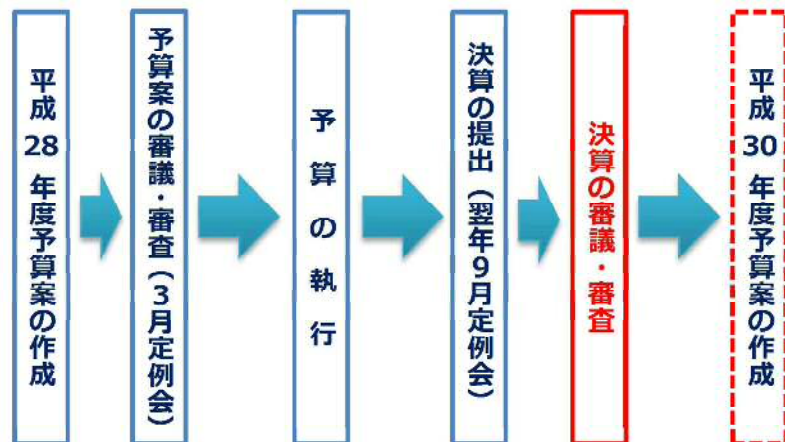
25

## 決算審査の意義と役割

- 決算審査を通じて  
予算執行の問題点を指摘し、  
改善を求める
  - 現年度の適切な執行へ反映
  - 次年度予算作成への反映

27

## 予算と決算は一連のサイクル



26

## 審査の過程で出た意見・要望

- 配布資料 参照

平成29年度 決算特別委員会委員長報告資料

平成29年10月5日

28

## あしや市議会だよりNo.102に掲載



## 岩園幼稚園の建て替え①

時期	質疑 → 答弁
23年 3月 一般質問	<ul style="list-style-type: none"> <li>老朽化のため建て替え急務！ → 26年度までに建て替え予定</li> </ul>
23年 4月 市長選挙	<ul style="list-style-type: none"> <li>任期中に実施（マニフェスト）</li> </ul>
24年 3月 市長の施政方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>24年度に基本設計を行う</li> </ul>
24年 3月 総括質問	<ul style="list-style-type: none"> <li>基本設計の方向性は？ → 制度変更に対応できるよう柔軟性を持たせる</li> </ul>

## 平成28年度実施事業と議会とのかかわり（例）

## 岩園幼稚園の建て替え②

時期	質疑 → 答弁
25年 3月 総括質問 (4会派)	<ul style="list-style-type: none"> <li>動きがない。</li> <li>早期にめどを！ → 25年度基本設計 26年度実施設計 27年度工事着手</li> <li>募集停止期間が変わることを懸念 → 今年10月の新4歳児募集停止</li> <li>建替えの方向性は？ → 幼稚園として建て替え</li> </ul>



## 岩園幼稚園の建て替え③

時期	委員会	調査・審査
25年9月 26年2月 26年12月	民生文教常任委員会	所管事務調査 建替えの方向性 基本設計 詳細設計
27年6月	総務常任委員会	議案審査 工事請負契約締結
29年3月	民生文教常任委員会	現地調査

33

## 中央公園芝生広場の改修①

- 昭和56年4月供用開始
- 昭和57年4月から曜日や時間帯区切り有料施設としてスポーツ等の利用開始（平日などは、自由利用）
- 芝生の維持管理ができず土のグラウンド化
- 過去から議会では芝生の再生に関する一般質問などが多数あり

35

## 岩園幼稚園（現地調査）



34

## 中央公園芝生広場の改修②

- 近年は土がパウダー化して近隣への砂塵被害が増大

時期	質疑 → 答弁
26年9月 一般質問 決算特別委員会 (質問多数)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 砂塵被害(洗濯物、車) → 基本的には表面安定剤(にがり)散布で対応</li> <li>● 利用者散水は相当な労力と時間 → 散水能力を増強</li> <li>● 人工芝生化などの根本対策を → コスト面で問題あり</li> </ul>

36

## 中央公園芝生広場の改修③

- 複数の会派から対応を求める一般質問

時期	質疑 → 答弁
27年9月 27年12月	<p>一般質問 (複数)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広場利用者と地元住民とのトラブル (クレームで試合中止) → 運動利用時の水撒き徹底 → 散水設備の増設</li> <li>・ 防塵シート設置場所の拡大を求める → 対象地域を広げるのは困難</li> <li>・ 住民は何年も砂塵に悩まされている → 土の入れ替えを検討</li> </ul>

37

## 中央公園芝生広場の改修⑤

- 人工芝生化へ方針変更(補正予算計上)

時期	質疑 → 答弁
28年9月	<p>建設公営企業 常任委員会 (所管事務調査)</p> <p>総務常任委員会 (補正予算議案審査)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 方針変更の理由は → 土壌改修では砂塵を完全に防げないなど多数の意見を受けて再検討 → toto補助が耐用年数30年でその間改修ができないことが判明 → フェンス設置で犬の糞等の対策</li> <li>・ 地元のまつりなどへの影響は → ごみマナーも徹底されていて維持管理上問題ないと判断</li> </ul>

39

## 中央公園芝生広場の改修④

- 28年度予算に土壌改修経費が計上

時期	質疑 → 答弁
28年3月	<p>総括質問 予算特別委員会 分科会 (質疑多数)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 土壌改修に決めた理由は → 人工芝生化と土壌改修を比較検討 経費的に有利な土壌改修を選択</li> <li>・ 経費が多くても先々のことも考慮し 市民のためになる方を選ぶべき → 最小の経費で早急な砂塵対策</li> </ul>

38

## 中央公園の芝生広場の改修⑥



40



## 中央公園芝生広場(現地調査)



41

## 請願とは

- 憲法第16条に認められた国民の権利の一つで、国や地方公共団体の機関に対し、文書により希望や要望を申し出るもの。

日本国憲法 第16条

**何人も**、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、**平穩に請願する権利を有し**、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。

43

## 請願採択から施策の実現へ

～学童保育（留守家庭児童会）の  
請願事例を紹介

42

## 請願は議員の紹介が必要

- 地方議会に請願を提出する場合は、地方自治法の規定により、議員の紹介により提出しなければならないとされている。

地方自治法 第124条

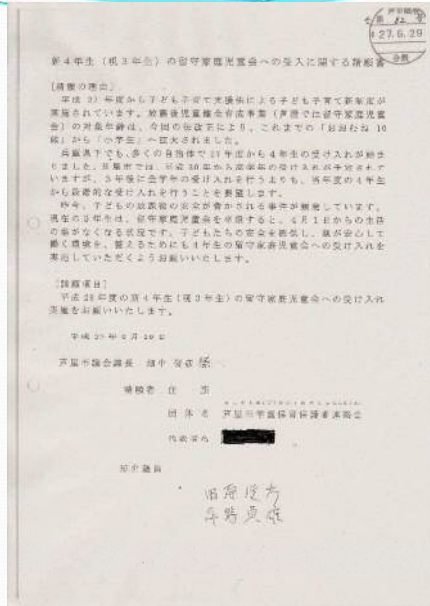
普通地方公共団体の議会に請願しようとする者は、**議員の紹介**により請願書を提出しなければならない。

44



## 請願内容

- 「**新4年生の受け入れ**」を求める請願第31号が、芦屋市学童保育保護者連絡会(以下、学保連)から提出。



45

## 審査の経過 (平成27年6月議会)

- 選挙後の6月、改めて同趣旨の請願第2号が提出。



### ●審査結果

「行政側の受け入れ条件が整うのを待つべき」との反対意見もありましたが、**賛成多数で採択**。

47

## 審査の経過 (平成27年3月議会)



### ●審査結果

慎重な審査が必要との意見が多く、定例議会閉会中の「**継続審査**」とされましたが、直後に市議選による改選のため一旦「**廃案**」に。

46

## 請願採択の結果

- 平成28年4月より、全小学校で受け入れを開始(精道、山手、岩園の3小学校では定員超過で4年生の実績なし)



48



## 請願内容と経過（平成28年12月議会）

- 「学校長期休業中の**8時開級**」と、年度末の「**3月31日開級**」を求める請願が学保連から提出。
- 審査結果

市議会の全会一致で採択



8時開級 ⇒ 平成29年の夏休みから実現！  
3月31日開級 ⇒ 所管事務調査で継続調査

49

## 請願提出者の感想

### 学保連役員からのコメント（要約）

- 『請願採択によって、事業計画よりも2年早く小学4年生の受入れが実現し、放課後や長期休業中の過ごし方に苦慮する家庭が救われたことに感謝しています。』
- 『議員の皆様のご理解とご支援をいただき、市の事業の充実につながる、市民が参画できる行政の形であることを示していただきました。』
- 『関係各位に心より感謝申し上げます。』



51

## 所管事務調査とは

- 常任委員会は、所管に属する事務に関して調査を行う権限を持っています。  
所管事務調査は常任委員会が自主的にテーマを設定し、閉会中も調査を行うものです。
- 現在、「3月31日開級」についても、実施に向けた検討が行われています。

50

ご清聴ありがとうございました

52